

令和7年6月 改訂版



はじめに

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきました。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いです。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

鳥取県福祉のまちづくり条例は平成8年に制定され、これまで建築物などのバリアフリー化を促進してきましたが、この間、国のハートビル法(現バリアフリー法)により、規模の大きな建築物へのバリアフリー化が義務付けされるなど、取り巻く状況が変わってきています。

これを受けて県では、平成 20 年3月に高齢者、障がい者等の皆さんが自立して生活できる社会を目指して、バリアフリー化を推進すべく、県の独自条例としていた条例をバリアフリー法に基づく条例へと全部改正(平成 20 年 10 月施行)し、平成 23 年7月にはオストメイト対応設備に係る部分の改正(平成 24 年1月施行)をしました。

また、障害者の権利に関する条約が平成 26 年に批准、国内においてもそれに先がけて障害者基本法が改正されました。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、県内でも障がい者スポーツの拠点化、広く集客が見込まれる観光施設等のバリアフリー化の促進が求められると共に、少子高齢化の進展を受けて、障がいのある方はもちろん、子育て世代、高齢者に対するきめ細かい配慮の必要性が増していることから、平成 27 年 12 月には対象施設の拡大やバリアフリー基準の拡充などの改正(平成 28 年 4 月施行)をしました。

そして、平成 28 年の条例改正から 5 年が経過し、整備基準の見直しや既存建築物の利活用の促進、弱視(ロービジョン)者への配慮の必要性が増していることから、令和 4 年 3 月には対象建築物の規模の見直しやバリアフリー整備基準の新設・拡充などの条例の改正(令和 4 年 10 月施行)をしました。

この条例は、高齢者、障がい者等をはじめとするすべての県民が、住み慣れた地域社会の中で、安全かつ快適に生活し、社会参加できる環境づくりを進めていくために、以下を基本方針としてあらゆる施策の充実を図ろうとするものです。

- 1 すべての県民が福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むための意識の高揚や地域社会の一員としての社会性の向上を図る。
- 2 すべての県民が自らの意思で移動し、安全かつ快適に利用できるよう建築物の整備促進を図る。

福祉のまちづくりは、全ての県民の積極的な取組にかかっていると言っても過言ではありません。一人ひとりが福祉のまちづくりに向けた取組を積み重ねていく必要があります。

特に、多くの人々が利用する建築物などは、すべての県民が安全かつ快適に利用することができるように整備されていること。また、その整備された箇所はいつでも十分に使用できるような環境を維持する必要があります。

このマニュアルは、「鳥取県福祉のまちづくり条例」の全面改正を受けて、平成 13 年に発行したものを平成 20 年、平成 28 年に改訂し、この度の一部改正に併せて再度見直しを行い、福祉のまちづくりの中でも、施設整備の面を重点的かつ具体的に解説したものです。

施設を設置、管理される方々、また、施設の設計に携わられる方々に、「バリアフリー法」と「鳥取県福祉のまちづくり条例」における施設整備の方針についてより深く理解していただけるよう、整備基準の参考事例のみならず、その他参考となる資料を盛り込みました。

本整備マニュアルを有効に活用していただき、「高齢者等を含む全ての県民が、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくり」がより一層進められることを期待します。

目次

I 概要編

01	条例制定の背景・趣旨	2
02	法と条例の体系	5
03	鳥取県福祉のまちづくり条例概要	6
04	とっとり UD 施設普及推進プログラム	11
05	とっとり UD アドバイザー登録派遣制度	12
06	とっとり UD 施設認証制度	14
07	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	15
08	とっとり UD マップ	16
09	法と条例の対象となる施設	17
10	高齢者、障がい者等の特徴と基本的な配慮事項	22
11	事務手続きの流れ	44
12	バリアフリー整備基準について	46

II 設計編

	解説ページの見方	54
01	移動等円滑化経路等	56
02	出入口	62
03	廊下等	72
04	階段	78
05	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	84
06	エレベーター及びその乗降ロビー	88
07	特殊な構造又は使用形態の昇降機等	94
08	便所(トイレ)	98
09	浴室又はシャワー室	130
10	宿泊施設の客室	134
11	敷地内の通路	142
12	駐車場	148
13	標識	158
14	案内設備	164
15	案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)	168
16	準移動等円滑化経路	174
17	準視覚障害者移動等円滑化経路	180
18	子育て支援環境の整備	184
19	観客席、客席	190
20	受付カウンター、水飲み器、ATM	196
21	利用居室内の段差解消	200
22	視覚障害者誘導用ブロック等、点字	204
23	手すり	210
24	滑りにくい床材	212
25	非常警報設備	216

施設整備の配慮事項及び設計事例集	222
1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集	222
2 誰もが使いやすいトイレ整備の配慮事項及び設計事例集	250

Ⅲ 資料編

関係法令	288
01 鳥取県福祉のまちづくり条例	288
02 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則	306
03 鳥取県福祉のまちづくり条例 関係告示・関係通知	309
04 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	340
05 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	354
06 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令規則	363
07 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律 関係告示・関係通知	365
08 建築基準法施行規則(抄)	383
チェックリスト	384
申請書図面記載例	392
Q&A	394

